

札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱

平成31年3月29日制定

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条第2項に基づき、民間児童育成会に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金)

- 第2条 札幌市は、実施要綱第10条第2項に規定する民間児童育成会登録通知書兼助成金通知書により通知した民間児童育成会に対し、その運営費等の一部を助成するものとする。
- 2 前項の規定により民間児童育成会に助成する項目及び額は、別表1に定める助成額交付基準に基づき、札幌市の予算の範囲内で交付する。
- 3 札幌市が交付する助成金は、民間児童育成会の収入の大半を占める財源であり、本事業の円滑な運営のためには事業完了前に助成金を交付する必要があることから、地方自治法施行令第162条第3号により概算払とすることができる。
- 4 札幌市が交付する助成金については、放課後児童健全育成事業の実施に係る経費にのみ充てるものとし、他の目的に使用してはならない。
- 5 助成金の算出に係る細目については、この要綱に定めるもののほか札幌市が定めるものとする。

(助成金の交付申請)

- 第3条 助成金の交付を受けようとする民間児童育成会は、札幌市が別に定める提出期限までに、民間児童育成会助成金交付申請書兼口座振替申出書を提出しなければならない。ただし、民間児童育成会の登録が月の途中でなされたときは、登録された日の属する月の翌月から助成金の額を計算するものとする。
- 2 別表1に定める減免額分助成費について交付申請を行う場合は、必要書類を添付し、札幌市が別に定める提出期限までに、保護者会費減免助成申請書を札幌市に提出しなければならない。ただし、申請の対象となる児童の登録が年度の途中でなされたときは、登録された日の属する月の翌月から助成金の額を計算するものとし、保護者会費の滞納が発生している場合は対象外とする。
- 3 別表1に定める以下の各号について交付申請を行う場合は、必要書類を添付し、民間児童育成会の登録と合わせて仮申請書を提出しなければならない。また、その際、本要綱に基づく助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書を添付しなければならない。
- (1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業
 - (2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
 - (3) 送迎支援加算
 - (4) 長期休暇支援加算
 - (5) 育成支援体制強化事業
 - (6) 第三者評価受審推進事業
 - (7) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

- 4 前項により申請した場合については、札幌市が定める提出期限までに、本申請書を提出しなければならない。
- 5 別表1に定める移転関連費用補助について交付申請を行う場合は、札幌市と事前協議の上、必要書類を添付し、移転関連費用補助申請書を提出しなければならない。
- 6 別表1の別紙1に定める年度内運営支援費について交付申請を行う場合は、札幌市と事前協議の上、民間児童育成会助成金交付申請書を提出するものとする。
- 7 別表1の別紙2に定める環境整備等支援助成について交付申請を行う場合は、必要書類を添付し、札幌市が別に定める期限までに申請書を提出しなくてはならない。

(交付決定)

- 第4条 札幌市は、前条第1項及び第3項から第9項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付額を決定し、民間児童育成会助成金交付決定通知書により通知するものとする。ただし、助成金の額の基礎となる対象児童数は、助成金交付月の2月前（ただし、第1期については登録時）における人数により概算で算出するものとする。
- 2 札幌市は、前条第2項の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果について保護者会費減免額分助成決定（却下）通知書により通知するほか、前項により交付額を通知するものとする。
 - 3 札幌市は、交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない旨の決定をするものとする。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - (4) その他交付目的に照らして助成金の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

(交付時期)

- 第5条 助成金の交付は、年4期に分けて5月、8月、11月、2月の25日に行うものとする。
- 2 前項に規定する月に交付する助成金の算出基礎期間は次の各号のとおりとする。
 - (1) 1期の算出基礎期間は、4月から6月までの3か月分とする。
 - (2) 2期の算出基礎期間は、7月から9月までの3か月分とする。
 - (3) 3期の算出基礎期間は、10月から12月までの3か月分とする。
 - (4) 4期の算出基礎期間は、1月から3月までの3か月分とする。
 - 3 第1項に規定する月の25日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、前営業日に交付するものとする。
 - 4 札幌市は、民間児童育成会が第3条に規定する提出期限までに必要書類を提出しないとき又は書類に不備があり提出期限を超過したときは、第1項に規定する交付日に交付しないことができる。
 - 5 その他、札幌市が別に定めた申請の提出期限により、第1項の時期での交付が困難な場合には、札幌市が別に定める時期に交付を行うことができる。

(助成金交付額の月次調整)

- 第6条 札幌市は、第5条第2項に定める算出基礎期間における基礎数値等の変更届出

又は実績報告等による再算定額に差異が生じたときは、次の交付時期又は第7条に定める事業実績報告における精算時の助成金交付額においてその差異の助成金を追加又は減額するものとする。

(事業実績報告)

第7条 民間児童育成会は、第3条について交付申請を行い、事業終了後、札幌市が別に定める提出期限までに必要書類を添付して事業実績報告書を提出しなければならない。

- 2 概算払とした助成金については、前項の際に、併せて精算を行うものとする。
- 3 第2項の精算に伴い生じた過不足資金については、年度内の予算において返還又は追給するものとする。

(余剰金の取扱い)

第8条 民間児童育成会は、育成会における規定及び育成委員会の議決に基づき、決算整理に伴い生じた余剰金を修繕及び退職金等に係る積立金及び保護者会費の軽減の財源等に充てることができる。

- 2 解散又は登録が取り消しとなった民間児童育成会は、解散又は取り消しとなった日（以下、「廃止日」という。）の属する年度に係る民間児童育成会事業実績報告書において、廃止日における残余財産について公正で公益に資する処分方法を定め、育成委員会の議決により決定しなければならない。
- 3 第1号又は前号の処置を実施しない場合又は実施してもなお余剰金が生じる場合については、助成金の趣旨を勘案し、札幌市に返納しなければならない。ただし、余剰金のうち、翌年度の第1期の助成金交付までに支出しなければならない経費等、特段の事情があり札幌市が認めた場合はこの限りではない。

(交付決定の取消し及び助成金返還命令)

第9条 民間児童育成会が次の各号の一に該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 民間児童育成会が助成金算定に必要な書類を虚偽作成して提出するなど不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (2) 児童福祉法、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市放課後児童健全育成事業の届出等に関する取扱要綱、実施要綱及び当該要綱等に違反したとき。
 - (3) 提出書類の提出遅延等が相次ぐなど、札幌市の助成金を交付している団体として適性を欠いていると札幌市が認めたとき。
 - (4) 当該助成事業等の目的等に照らして助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
 - (5) 実施要綱第14条各号の規定により民間児童育成会の登録を取り消したとき。
 - (6) 民間児童育成会が助成金を受けることを辞退したとき。
- 2 札幌市は、民間児童育成会が前項第1号から第4号の一つに該当し、かつ、札幌市の指導に従わない又は改善が見込まれないと認めたときは、翌年度以降、当該民間児童育成会への助成金の交付を行わないことができる。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来局長が定め

る。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年4月1日まで遡及して適用する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日まで遡及して適用する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日まで遡及して適用する。
- 7 この要綱は、令和3年10月14日から施行し、令和3年4月1日まで遡及して適用する。
- 8 この要綱は、令和4年2月16日から施行し、令和3年12月20日まで遡及して適用する。
- 9 この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日まで遡及して適用する。
- 10 この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年7月1日まで遡及して適用する。
- 11 この要綱は、令和4年11月21日から施行し、令和4年10月1日まで遡及して適用する。
- 12 この要綱は、令和4年12月13日から施行し、令和4年12月1日まで遡及して適用する。
- 13 この要綱は、令和5年9月28日から施行し、令和5年4月1日まで遡及して適用する。
- 14 この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和6年4月1日まで遡及して適用する。
- 15 この要綱は、令和7年2月5日から施行し、令和6年4月1日まで遡及して適用する。
- 16 別表1の別紙2の2送迎用バスの安全装置の設置及び3性被害防止対策に係る設備の設置については、令和7年3月31日満了をもって、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた申請に係る助成金については、同日後も効力を有する。
- 17 この要綱は、令和7年8月7日から施行し、令和7年4月1日まで遡及して適用する。
- 18 この要綱は、令和8年4月23日から施行し、令和8年4月1日まで遡及して適用する。

別表 1

助成額交付基準

項 目		金 額	交付 単位	説 明
ア 放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合				
常勤職員：ここでいう常勤職員は、運営規定に規定されている「開所している日及び時間」のすべてにおいて、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している放課後児童支援員である。 ただし、平均的な1週間の「総開所時間数」の8割以上を育成支援の業務に従事する放課後児童支援員も常勤職員とする。				
運営費（開所日数年間250日以上）				
構成する児童の数	10～19人	4,615,000円 - （19人 - 支援の単位を構成する児童の数）×30,000円	支援の単位 当たり年額	「支援の単位を構成する児童の数」は、 週（月～金）1日利用希望者＝1/5人 週（月～金）2日利用希望者＝2/5人 週（月～金）3日利用希望者＝3/5人 週（月～金）4日利用希望者＝4/5人 週（月～金）5日利用希望者＝1人として計算する。
	20～35人	6,939,000円 - （36人 - 支援の単位を構成する児童の数）×27,000円		
	36～45人	6,939,000円		
	46～70人	6,939,000円 - （支援の単位を構成する児童の数 - 45人）×85,000円		
	71人以上	4,740,000円		
開所日数加算		28,000円	支援の単位 当たり日額	250日を越える日数 原則として1日8時間以上開所
長期休暇支援加算		28,000円	支援の単位 当たり日額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する日数
長時間開所加算				
	平日分	720,000円	支援の単位 当たり年額	18時半を超えて開所 （年額×18時半を超える時間数）
	長期休業等分	324,000円		1日8時間を超えて開所 （年額×1日8時間を超える時間数）
イ 放課後児童支援員、補助員を配置した場合				
運営費（開所日数年間250日以上）				
構成する児童の数	10～19人	2,794,000円 - （19人 - 支援の単位を構成する児童の数）×30,000円	支援の単位 当たり年額	「支援の単位を構成する児童の数」は、 週（月～金）1日利用希望者＝1/5人 週（月～金）2日利用希望者＝2/5人 週（月～金）3日利用希望者＝3/5人 週（月～金）4日利用希望者＝4/5人 週（月～金）5日利用希望者＝1人として計算する。
	20～35人	5,117,000円 - （36人 - 支援の単位を構成する児童の数）×27,000円		
	36～45人	5,117,000円		
	46～70人	5,117,000円 - （支援の単位を構成する児童の数 - 45人）×85,000円		
	71人以上	2,917,000円		
開所日数加算		21,000円	支援の単位 当たり日額	250日を越える日数 原則として1日8時間以上開所
長期休暇支援加算		21,000円	支援の単位 当たり日額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する日数
長時間開所加算				
	平日分	449,000円	支援の単位 当たり年額	18時半を超えて開所 （年額×18時半を超える時間数）
	長期休業等分	202,000円		1日8時間を超えて開所 （年額×1日8時間を超える時間数）
障がい児加算				
障がい児受入加算		2,232,000円	支援の単位 当たり年額	障がい児（療育手帳又は身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童、医師・児童相談所・発達障害支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障がいと認められる児童）を受け入れている 障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置している
障がい児受入追加加算	3人以上5人以下受け入れる場合	2,232,000円（職員を追加で一人配置）	支援の単位 当たり年額	3人以上5人以下の障がい児を受け入れる場合に、障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障がい児受入加算分に加えて1人配置している
	6人以上8人以下受け入れる場合	2,232,000円（職員を追加で一人配置） 4,464,000円（職員を追加で二人配置）		6人以上8人以下の障がい児を受け入れる場合に、障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障がい児受入加算分に加えて1～2人配置している
	9人以上受け入れる場合	2,232,000円（職員を追加で一人配置） 4,464,000円（職員を追加で二人配置） 6,696,000円（職員を追加で三人配置）		9人以上の障がい児を受け入れる場合に、障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障害児受入加算分に加えて1～3人配置している

放課後児童支援員等処遇改善等（AまたはBのどちらか一方）			
常勤職員：ここでいう常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、運営規定に規定されている「開所している日及び時間」に従事している職員である			
A 常勤・非常勤職員の賃金改善	1, 829, 000円	支援の単位 当たり年額	放課後児童クラブ運営指針に規定する育成支援の内容 （※）①～⑤に従事する職員の賃金改善 年間250日以上開所し、平日は18時30分を超えて、長期休業期間などは1日8時間を超えて開所すること
B 常勤職員を配置するための追加費用	3, 330, 000円		放課後児童クラブ運営指針に規定する育成支援の内容 （※）①～⑤に加えて、⑥～⑩に従事する常勤職員を配置する場合 年間250日以上開所し、平日は18時30分を超えて、長期休業期間などは1日8時間を超えて開所すること
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善			
ランク 1	394, 000円	対象職員1人 当たり年額	ランク2の条件を満たす経験年数が概ね10年以上かつ事業所長的位置にある放課後児童支援員（各事業所1人まで）
ランク 2	263, 000円	支援の単位 当たり上限 919, 000円	経験年数が概ね5年以上かつ一定の研修を受講した放課後児童支援員 放課後児童支援員
ランク 3	131, 000円		
放課後児童支援員等 処遇改善事業 （月額9, 000円相当賃金改善）	11, 000円×賃金改善対象者数×事業実施月数	支援の単位 当たり年額	職員の賃金改善を継続する場合 賃金改善額は助成基準額を上回り、助成額の全てを賃金改善に充てること 「賃金改善対象者数」は、常勤職員数＋常勤換算後の非常勤職員数として計算する 「常勤換算後の非常勤職員数」は、1ヶ月の勤務時間数÷就業規則等で定めた常勤の1ヶ月の勤務時間数で算出する
小規模支援加算	697, 000円	支援の単位 当たり年額	支援の単位を構成する児童の数が19人以下の民間児童育成会に放課後児童支援員等を複数配置
送迎支援加算	581, 000円	支援の単位 当たり年額	学校から民間児童育成会への移動時や、民間児童育成会からの帰宅時等において、児童の送迎を実施する場合
移転関連費用補助	2, 500, 000円	移転に当たり 上限額	旧耐震基準（耐震改修未実施）の建物から新耐震基準を満たす建物に移転する場合
育成支援体制強化事業	1, 568, 000円	支援の単位 当たり年額	育成支援の周辺業務を行う職員配置等を行う場合
第三者評価受審推進事業	300, 000円	事業所当たり 年額	第三者評価機関による評価を受審する場合
家賃補助			
児童数10～19人	35, 000円	事業所 当たり月額 （支援の単位ごとに別施設で運営している場合は支援の単位当たり月額）	金額は限度額 支給基準は実支出額の50％以内
児童数20～35人	43, 000円		
児童数36人以上	50, 000円		
減免額分助成費			
就学援助 1 ランク	5, 700円	対象児童 当たり月額	就学援助を受給しており、前年の給与収入（所得）の合計が就学援助基準の75％以下
就学援助 2 ランク	2, 850円		就学援助を受給しており、前年の給与収入（所得）の合計が就学援助基準の75％超
兄弟姉妹入会	2, 850円		2人以上の兄弟姉妹が同一児童育成会に登録している場合の2人目以降の児童
通勤費独自加算	3, 500円	事業所 当たり月額	金額は限度額 支給基準は実支出額の50％以内
児童数が年度途中に10人未満になった場合に交付する年度内運営支援費の基準については別紙 1 のとおりとする。			

環境整備等支援助成交付基準については別紙２のとおりとする。

※ 放課後児童クラブ運営指針に規定する育成支援の内容

- ① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。
- ② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。
- ③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年２回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
- ④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
- ⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。
- ⑥ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。
- ⑦ 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。
- ⑧ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。
- ⑨ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。
- ⑩ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。

別紙 1

年度内運営支援費交付基準

1 年度内運営支援費の交付要件

(1) 支給対象

札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 10 条に定める定時登録を行い、実施要綱第 5 条の規定を満し、当該年度の前年度末まで 2 年以上継続して開設・運営した実績がある民間児童育成会（以下、「育成会」とする。）において、当該年度の 5 月以降に助成対象の留守家庭児童（実施要綱第 2 条に規定する児童（以下「助成対象児童」という。）が 10 人未満となり、運営を継続しようとする場合に、当該年度末まで間、民間児童育成会とみなし、年度内支援費（以下「支援費」とする。）の支給対象とする。

(2) 支援費支給期間

助成対象児童数が 10 人未満となった当該月から、その年度末（3 月）を限度に、助成金相当額を支援費として支給するものとする。

ただし、次の場合は、年度末を限度としない。

- ① 年度途中において、育成会を閉所した場合は、閉所した月までとする。
- ② 年度途中において、助成対象児童数が 10 人以上となった場合は、その前月までとするが、同一年度内において、再度、支援費支給対象となった場合、該当する月については支援費の支給対象とする。
- ③ 運営の実態が、札幌市の調査において確認できない場合は、その調査により、継続した運営を確認できた月までとする。

(3) 対象児童数

助成対象児童が 1 人以上在籍していなければならない。

(4) 提出書類

札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条第 1 項に規定する書類を、札幌市に提出するものとする。（その他、札幌市が提出を求める書類を含む。）

(5) 支援費の再支給

同一の育成会に対し、支援費を複数年度支給することはできない。ただし、支援費支給後、再度、上記(1)の要件を満たした場合はこの限りではない。

2 支援費の支給額

実施要綱及び交付要綱等、助成金交付に関わる基準に基づき支給するものとする。

ただし、留守家庭児童数は「10 人以上」を「1 人以上」に読み替える。

3 その他

この基準に定めのない事項については、子ども未来局長が定める。

環境整備等支援助成交付基準

1 ICT化の推進

(1) ICT化を行うためのシステムの導入等

業務のICT化を目的とした、利用児童等の入退出の管理に関する機能等を有するシステム又はオンラインを活用した研修等に対応するために必要なシステムの導入に係る経費

1 支援の単位当たり 500,000 円

(2) 通訳や翻訳のための機器の導入

外国人が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費

1 支援の単位当たり 150,000 円